

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会 第 4 回常任委員会 次第

令和 6 年 8 月 7 日（水） 14：00～
ホテル日航奈良 4 階「羽衣」

1 開 会

○あいさつ 奈良県準備委員会常任委員会 委員長 山下 真

2 報 告

- (1) 奈良県準備委員会常任委員の変更について
- (2) 各専門委員会の審議結果について

3 議 事

- (1) 第 1 号議案
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
開催基本構想の策定期間の変更について（案）
- (2) 第 2 号議案
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
開催準備総合計画（第 2 次）（案）
- (3) 第 3 号議案
第 85 回国民スポーツ大会 競技会場地市町村第 2 次選定（案）
- (4) 第 4 号議案
第 85 回国民スポーツ大会 競技用具整備基本方針（案）
- (5) 第 5 号議案
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程の改正について（案）

4 閉 会

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会

奈良県準備委員会

第 4 回常任委員会

令和 6 年 8 月 7 日（水）

ホテル日航奈良 4階「羽衣」

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会 第 4 回常任委員会資料目次

●報 告

- 1 奈良県準備委員会常任委員の変更について . . . P 1～2
- 2 各専門委員会の審議結果について . . . P 3～8

●議 事

第 1 号議案

- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
開催基本構想の策定時期の変更について（案） . . . P 9

第 2 号議案

- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
開催準備総合計画（第 2 次）（案） . . . P10～11

第 3 号議案

- 第 85 回国民スポーツ大会 競技会場地市町村第 2 次選定（案） . . . P12～17

第 4 号議案

- 第 85 回国民スポーツ大会 競技用具整備基本方針（案） . . . P 18

第 5 号議案

- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程の改正について（案） . . . P 19～22

奈良県準備委員会常任委員の変更について

令和5年8月31日から令和6年8月6日までの間における副委員長及び常任委員の変更について報告する。

1 副委員長（5名）

機関・団体名	役職	新任者	前任者
奈良県	副知事	福谷 健夫	村井 浩
奈良県	副知事	西村 高則	湯山 壮一郎
奈良県	副知事	清水 将之	—
奈良県教育委員会	教育長	大石 健一	吉田 育弘
奈良県議会	議長	中野 雅史	岩田 国夫

2 常任委員（28名）

機関・団体名	役職	新任者	前任者
奈良県総務部	部長	川島 亜喜良	西村 高則
奈良県知事公室	室長	川上 孝範	吉井 昭彦
奈良県南部東部振興監		吉井 昭彦	藤井 純一
奈良県危機管理監		尾崎 俊之	松田 浩之
奈良県地域創造部	部長	毛利 嘉晃	舟木 豊
奈良県こども・女性局	局長	中野 泰寿	西村 高則
奈良県医療政策局	局長	通山 雅司	筒井 昭彦
奈良県観光局	局長	竹田 博康	谷垣 裕子
奈良県県土マネジメント部	部長	安井 広之	清水 将之
奈良県まちづくり推進局	局長	岡部 共成	谷垣 孝彦
奈良県警察本部	本部長	宮西 健至	安枝 亮
奈良県町村教育長会	会長	廣見 敦志	山本 雅章
奈良県高等学校長協会	会長	山内 祐司	大石 健一
奈良県中学校長会	会長	村井 亮	辻井 賢次
奈良県小学校長会	会長	高田 聡	今西 敏幸
奈良県特別支援学校長会	会長	川合 浩司	中井 和代

機関・団体名	役職	新任者	前任者
奈良県議会	副議長	川口 延良	池田 慎久
奈良県議会総務警察委員会	委員長	西川 均	大国 正博
奈良県議会厚生委員会	委員長	亀甲 義明	川口 延良
奈良県議会経済労働委員会	委員長	池田 慎久	小村 尚己
奈良県議会建設委員会	委員長	井岡 正徳	乾 浩之
奈良県議会文教くらし委員会	委員長	疋田 進一	阪口 保
奈良県市議会議長会	会長	多田 與四朗	川村 優子
奈良県スポーツ協会	副会長	福邊 令女	福井 基雄
奈良県総合型地域スポーツ クラブ連絡協議会	会長	川崎 香織	松原 政則
奈良県商工会連合会	会長	中谷 守孝	松塚 幾善
奈良経済同友会	代表幹事	中村 光良	井村 守宏
公益社団法人日本青年会議所 近畿地区奈良ブロック協議会	会長	上田 創大	升田 壮亮

各専門委員会の審議結果について

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則第13条第2項の規定に基づき、各専門委員会の審議結果について下記のとおり報告する。

●総務企画専門委員会

〔第4回〕

開催日時場所：令和6年7月11日「奈良県コンベンションセンター」

審議事項

（委任事項）：第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会関係規程等の改正について（案）

（付託事項）：第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会開催基本構想の策定期間の変更について（案）

：第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画（第2次）（案）

：第85回国民スポーツ大会競技会場地市町村第2次選定（案）

審議結果：原案のとおり決定した。

●競技運営専門委員会

〔第4回〕

開催日時場所：令和6年7月17日「ホテル リガーレ春日野」

審議事項

（委任事項）：第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会関係規程等の改正について（案）

：第85回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針及び公開競技実施基本方針の改正について（案）

（付託事項）：第85回国民スポーツ大会競技用具基本方針（案）

審議結果：原案のとおり決定した。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会関係規程等の改正について

1. 改正の概要

公益財団法人日本スポーツ協会が定める大会名称の表記が令和6年1月1日付で「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に改定されたため、奈良県準備委員会関係規程等で引用されている公益財団法人日本スポーツ協会が定める諸規程等における大会名称の表記を「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に変更する。

2. 施行日

令和6年1月1日

(参考) 変更となる関係規程等

1	第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基準
2	第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 競技施設整備基本方針
3	第85回国民スポーツ大会競技施設基準

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会関係規程等の改正について

1. 改正の概要

公益財団法人日本スポーツ協会が定める大会名称の表記が令和6年1月1日付で「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に改定されたため、奈良県準備委員会関係規程等で引用されている公益財団法人日本スポーツ協会が定める諸規程等における大会名称の表記を「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に変更する。

2. 施行日

令和6年1月1日

(参考) 変更となる関係規程等

1	第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針
2	第85回国民スポーツ大会審判員・要資格運営員養成計画
3	第85回国民スポーツ大会競技運営基本方針
4	第85回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針
5	第85回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針
6	第85回国民スポーツ大会デモンストラーションスポーツ実施基本方針

第85回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針及び
公開競技実施基本方針の改正について

1. 改正の概要

「少林寺拳法」及び「グラウンド・ゴルフ」の公開競技としての実施の辞退が国民スポーツ大会委員会において承認されたことに伴い、所要の改正を行う。

2. 新旧対照表

第85回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針

改正案	現行 (令和4年8月22日第2回常任委員会 決定)
1 公開競技は、綱引、_____ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、_____バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツの <u>8</u> 競技のうち、中央競技団体等と協議の上、実施競技を選択する。	1 公開競技は、綱引、 <u>少林寺拳法</u> 、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、 <u>グラウンド・ゴルフ</u> 、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツの <u>10</u> 競技のうち、中央競技団体等と協議の上、実施競技を選択する。

第85回国民スポーツ大会 公開競技実施基本方針

改正案	現行 (令和5年8月31日第3回常任委員会 決定)
2 実施競技の選択 実施競技は、「第85回国民スポーツ大会実施競技選択 基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、_____バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツの <u>8</u> 競技から選択する。	2 実施競技の選択 実施競技は、「第85回国民スポーツ大会実施競技選択 基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、 <u>グラウンド・ゴルフ</u> 、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツの <u>9</u> 競技から選択する。

2. 施行日

令和6年7月17日

第85回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針

第85回国民スポーツ大会で実施する競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会開催基準要項」及び「同細則」に示されている正式競技及び特別競技のほか、本県のスポーツの現状及び大会後におけるスポーツの普及・振興を考慮しながら、次のとおり選択する。

- 1 公開競技は、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツの8競技のうち、中央競技団体等と協議の上、実施競技を選択する。
- 2 デモンストレーションスポーツは、正式競技、特別競技及び公開競技として選択されない競技のうち、公益財団法人奈良県スポーツ協会（以下、「県スポ協」という。）に加盟する競技団体又は県スポ協が推薦するスポーツ・レクリエーション団体の中から、市町村の希望や競技団体の意向を踏まえ、関係機関・団体と協議の上、実施競技を選択する。

第 85 回国民スポーツ大会 公開競技実施基本方針

第 85 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会開催基準要項」及び「同細則」、「国民スポーツ大会公開競技実施基準」並びに「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) 国スポを契機として、競技スポーツや地域スポーツの推進を図るとともに、県民の健康増進や生きがいづくりに取り組む。
- (2) 県民が多くスポーツに触れ合う機会を増やすことにより、「だれもが、いつでも、どこでも」スポーツに親しめる環境を整備し、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、「第 85 回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツの 8 競技から選択する。

- (1) 競技を実施することにより、大会終了後においても、県内での競技の普及・振興が推進されること。
- (2) 当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (3) 当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町村の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

会場地は、「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会競技会場地市町村選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 正式競技・特別競技を開催しない市町村を優先とし、市町村と競技団体の意向が合致すること。
- (2) 実施する公開競技の普及・振興が図られる市町村であること。
- (3) 実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、国スポ開催年度の 4 月 1 日から閉会までとする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、4 日間を上限とする。

5 業務分担及び経費負担

- (1) 競技会の準備及び開催運営に係る業務（関連業務全般含む。）は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- (2) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
開催基本構想の策定期期の変更について（案）

1. 趣旨

「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会開催基本構想」（以下、「開催基本構想」という。）の策定期期を令和6年8月から令和7年8月目途に変更する。

2. 変更する理由

開催基本構想は令和5年度から検討を行い、令和6年度中の策定を目指していた。

その検討過程において、国民スポーツ大会は、都道府県の持ち回り開催が三巡目に入るのを前に、開催地に求められる多大な人的・財政的負担などの課題に直面し、国レベルで大会開催の在り方が問われる状況となった。

こうした中、本年6月には、本県とともに二巡目終盤の開催県が共同し、国及び日本スポーツ協会に対し要望活動を行った。本要望は、三巡目に見直す内容のうち可能なものは、これから開催される二巡目の大会においても地元の実情に応じて弾力的に選択できるよう配慮を求めたものである。

日本スポーツ協会は、見直しに向けた議論を行う有識者会議を設置し、今年度内に方針をとりまとめる予定としている。

については、日本スポーツ協会の方針を見極めた上で、奈良県が目指す大会の姿を整理し、大会開催の指針として開催基本構想をまとめるため、その策定期期を「令和7年8月目途」に変更することとする。

3. 変更後スケジュール（予定）

年月（令和）	会議等	内容	逆年	
5年度	8月	第3回総務企画専門委員会	開催基本構想の策定の審議	開催8年前
		第3回常任委員会 第3回総会	開催基本構想の策定について （決定・報告）	
	9月～	事務局	開催基本構想（素案）の検討	
6年度	7月	第4回総務企画専門委員会	開催基本構想の策定期期の変更の審議	7年前
	8月	第4回常任委員会 第4回総会	開催基本構想の策定期期の変更について （決定・報告）	
	1月	総務企画専門委員会	開催基本構想（素案）の審議	
7年度	7月	総務企画専門委員会	開催基本構想（案）の審議	6年前
	8月	常任委員会 総会	開催基本構想の決定 開催基本構想の報告	

項目	内容	年度	2021年度 令和3年度 10年前(三重)	2022年度 令和4年度 9年前(栃木)	2023年度 令和5年度 8年前(鹿児島)	2024年度 令和6年度 7年前(佐賀)	2025年度 令和7年度 6年前(滋賀)	2026年度 令和8年度 5年前(青森)	2027年度 令和9年度 4年前(宮崎)	2028年度 令和10年度 3年前(長野)	2029年度 令和11年度 2年前(群馬)	2030年度 令和12年度 前年(島根)	2031年度 令和13年度 開催年度
開催手続			開催内々定 (R3.1)				中央競技団体視察 ・県議会開催決議 (開催申請書)	開催申請書提出		開催決定 ・会期決定		リハーサル大会	大会開催
組織 (設置時期等)			準備委員会 ・総会 ・常任委員会 ・専門委員会 総務企画専門委員会 競技運営専門委員会			広報・県民運動 専門委員会	宿泊・衛生専門委員会 輸送・交通専門委員会 式典専門委員会	警備・消防専門委員会 募金・協賛推進委員会 全スポ専門委員会		実行委員会 に改組 県外開催競技 運営委員会設置 馬事衛生部会設置	県外開催競技 事務所設置		県大会 実施本部
市町村				両大会への参画のあり方検討					市町村準備委員会(任意設置)	市町村 実行委員会設置			市町村競技会 実施本部
総務企画	全体		開催基本方針		開催基本構想検討・策定				県外開催競技会 開催基本方針				
			県・会場地市町村の業務分担・経費負担 基本方針及び細目						開催準備総合計画(9年前から概ね隔年で改定)				
	会場地選定		会場地市町村選定 基本方針・基準	会場地市町村選定(国スポ正式競技・特別競技・全スポ個人・団体)		開閉会式会場検討・決定		市町村実施競技検討・決定 (国スポ・デモスポ、全スポオープン)		大会決定時に デモスポ申請			
					競技会場地市町村選定(国スポ公開競技)								
					国スポ正式競技県外開催候補地検討・視察及び中央競技団体協議								
	競技施設等		競技施設整備 基本方針	競技施設基準策定	競技施設整備基本計画			会場施設整備(競技会場)					
						施設整備補助要綱制定							
	情報通信								情報通信基本方針	情報通信基本計画	情報通信システムの整備、関係機関調整等		会場管理本部
文化プログラム									文化プログラム基本方針・実施要領	文化プログラム募集		文化プログラム実施	
総合案内									総合案内基本方針	歓迎・接伴計画の策定、総合案内所等の整備等			
行幸啓等										行幸啓・御成り計画、警備計画		行幸啓本部	
競技運営	競技運営		競技役員等編成・養成 基本方針・基本計画	審判員・要資格 運営員養成計画 実施競技選択基本方針 競技運営基本方針	公開競技実施基本方針 デモスポ実施基本方針		競技役員等の養成(国スポ・全スポ)		リハ大会開催基準要項	競技会・リハ大会開催経費調査		総合・競技別プログラム	総監督者会議
	競技用具					競技用具整備基本方針	競技用具整備要項			競技用具整備計画・競技用具整備の推進			
広報・県民 運動	広報						大会愛称・スローガン、マスコットキャラクター等検討・決定		開催決定イベント			開催1年前イベント	報道本部
	県民運動					広報基本方針	広報基本計画			広報活動の推進・奈良県の魅力発信			全国報道者会議
宿泊・衛生	宿泊					宿泊基礎調査	宿泊基本計画			宿泊準備の推進(総合配宿計画、広域配宿等)	宿泊料金決定	宿泊要項	合同配宿本部
	医事・衛生						医事衛生基本方針	医事衛生基本計画		各種要項(医療救護、防疫、食品衛生、環境衛生、馬事衛生)	標準献立普及実施要領	講習会の実施等	救護本部 馬事衛生対策本部
輸送・交通						輸送・交通基本方針	輸送・交通基本計画	会場地市町村 輸送・交通業務指針	開閉会式 輸送基本計画	輸送・交通要項→JSPO承認		輸送本部	
式典							式典基本方針	式典基本構想		式典基本計画	式典実施計画	式典実施要項	式典本部
警備・消防									警備・消防防災基本方針・基本計画		会場地・開閉会式警備・消防防災業務実施計画		警備・消防防災本部
募金・協賛									募金企業協賛推進基本方針		募金・企業協賛活動の推進		

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会

【第2次計画 改訂内容】(修正項目:赤枠)
・現時点の進捗状況および今後見込みに応じて、スケジュールを修正

・年度ごとの実施事項が明確になるよう、項目の追加や細分化

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画(第1次)

参考(改正前)

項目	内容	年度	2021年度 令和3年度 10年前(三重)	2022年度 令和4年度 9年前(栃木)	2023年度 令和5年度 8年前(鹿児島)	2024年度 令和6年度 7年前(佐賀)	2025年度 令和7年度 6年前(滋賀)	2026年度 令和8年度 5年前(青森)	2027年度 令和9年度 4年前(宮崎)	2028年度 令和10年度 3年前(長野)	2029年度 令和11年度 2年前(群馬)	2030年度 令和12年度 前年(島根)	2031年度 令和13年度 開催年度	
開催手続			・開催内々定(R3.1)				・県議会開催決議(開催申請書) ・中央競技団体視察	・開催申請書提出 ・開催内定		・日スポ協・文科省総合視察 ・開催・会期決定		リハーサル大会	大会開催	
組織 (設置時期等)			準備委員会 ・総会 ・常任委員会 ・専門委員会 総務企画専門委員会 競技運営専門委員会			広報・県民運動 専門委員会	宿泊・衛生専門委員会 輸送・交通専門委員会 式典専門委員会	警備・消防専門委員会 募金・協賛推進委員会 障スポ専門委員会		実行委員会 県外開催競技 運営委員会設置 馬事衛生部会設置	県外開催競技 事務所設置		県大会 実施本部	
市町村				両大会への参画のあり方検討 会場地選定・施設整備計画検討・準備委員会設置準備				市町村準備委員会(任意設置)		市町村 実行委員会設置			市町村競技会 実施本部	
総務企画	全体		開催基本方針	開催基本構想検討及び策定					県外開催競技会 開催基本方針					
			県・会場地市町村の業務分担・経費負担 基本方針及び細目	開催準備総合計画(9年前から概ね隔年で改定)										
	会場地選定		会場地市町村選定 基本方針・基準	会場地市町村選定(国スポ正式競技・特別競技・障スポ個人・団体)					市町村実施競技検討・決定 (国スポ・デモスポ、障スポオープン)		大会決定時に デモスポ申請			
			開閉会式会場決定	競技会場地市町村選定(国スポ公開競技)										
			国スポ正式競技県外開催候補地検討・視察及び中央競技団体協議											
	競技施設等		競技施設整備 基本方針	競技施設基準策定	競技施設整備 基本計画	会場施設整備(開閉会式会場・競技会場)				施設整備補助要項制定				
	情報通信								情報通信基本方針	情報通信基本計画	情報通信システムの整備、関係機関調整等		会場管理本部	
	文化プログラム										文化プログラム基本方針・実施要領	文化プログラム募集	文化プログラム実施	
総合案内										総合案内基本方針	歓迎・接件計画の策定、総合案内所等の整備等			
行幸啓等										行幸啓・御成り計画、警備計画		行幸啓本部		
競技運営	競技運営		競技役員等編成・養成 基本方針・基本計画	審判員・要資格 運営員養成計画	競技役員等の養成(国スポ・障スポ)				リハ大会開催基準要項	競技会・リハ大会開催経費調査				
			実施競技選択基本方針	公開競技実施基本方針						記録業務基本方針	記録業務基本計画	記録業務運営要領	記録本部	
	競技用具				競技用具整備基本方針・整備要項・整備計画			競技用具整備の推進						
広報・県民 運動	広報				大会愛称・スローガン、マスコットキャラクター、ダンス・イメージソング等検討・決定				開催決定イベント		開催1年前イベント		報道本部 全国報道者会議	
			広報基本方針・基本計画	広報活動の推進・奈良県の魅力発信										
	県民運動			県民運動基本方針・基本計画			県民運動の推進、ボランティアの募集・養成							
宿泊・衛生	宿泊				宿泊基本方針・基本計画			配宿体制検討	配宿業務・標準献立・弁当調達			合同配宿本部		
	医事・衛生				医事衛生基本方針・基本計画			各種要項(医療救護、防疫、食品衛生、環境衛生、馬事衛生)					救護本部	
輸送・交通					輸送交通基本方針・基本計画			輸送実施計画(全国、総合開閉会式)、競技会輸送計画、駐車場管理、交通規制計画					輸送本部	
式典							式典基本方針・基本構想・基本計画		実施計画、部会設置(運営、演技、音楽)、炬火リレー、競技会表彰式			式典本部		
警備・消防							警備・消防防災基本方針・基本計画		会場地、開閉会式警備・消防防災業務実施計画			警備・消防防災本部		
募金・協賛							募金企業協賛推進基本方針		募金・企業協賛活動の推進					

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会

第85回国民スポーツ大会競技会場地市町村第2次選定(案)

【競技別】

No.	競技(種目名)		種別	市町村名	開催予定施設
1	水泳	競泳	全種別	大和郡山市	スイムピア奈良
		水球	少年男子 女子	大和郡山市	スイムピア奈良
2	サッカー		未定	奈良市	ロートフィールド奈良(主競技場・補助競技場)
				橿原市	県立樫原公苑陸上競技場
					ヤタガラスフィールド橿原
				御所市	御所市民運動公園
田原本町	奈良県フットボールセンター				
3	ボクシング		成年男子 少年男子 成年女子	奈良市	ロートアリーナ奈良
4	バレーボール	6人制	未定	平群町	平群町総合スポーツセンター
		ビーチバレー ボール	少年男子 少年女子	十津川村	(仮称)十津川村ビーチバレーボール特設会場
5	体操	トランポリン	男子 女子	大和郡山市	大和郡山市総合公園施設多目的体育館
6	バスケットボール		未定	宇陀市	宇陀市総合体育館
7	自転車	トラック	男子A 男子B	奈良市	奈良県営競輪場
		ロード	女子	宇陀市	宇陀市特設ロードレースコース
8	卓球		全種別	桜井市	芝運動公園総合体育館
9	軟式野球		成年男子	五條市	上野公園野球場
10	フェンシング		全種別	斑鳩町	すこやか斑鳩・スポーツセンター中央体育館
11	ソフトボール		未定	三郷町	三郷中央公園多目的広場
				三宅町	三宅健民運動場
				王寺町	王寺健民運動場
				広陵町	広陵健民運動場
第二浄化センターグラウンド					
12	ライフル射撃	CP	成年男子	奈良市	奈良県警察学校射撃場
13	ラグビーフットボール		未定	天理市	天理親里ラグビー場
				御所市	御所市民運動公園
14	スポーツクライミング		全種別	香芝市	(仮称)香芝市スポーツクライミング会場
15	アーチェリー		全種別	奈良市	ロートフィールド奈良
16	銃剣道		成年男子 少年男子	下市町	下市中央公園総合体育館
17	ゴルフ		未定	大淀町	花吉野カンツリー倶楽部
18	高等学校野球	硬式		橿原市	さとやくスタジアム

(留意事項)

- 開催予定施設は、今後中央競技団体の視察結果等により、会場の追加・変更が生じる場合がある。
- 種別欄の「未定」については、競技に必要な他の施設が確定した段階で協議する。

	競技数	種目数	市町村数
第2次選定(R6.8.7)	18	21	19

第85回国民スポーツ大会競技会場地市町村第2次選定(案)

【市町村別】

No.	市町村名	競技(種目名)	種別	開催予定施設
1	奈良市	サッカー	未定	ロートフィールド奈良(主競技場・補助競技場)
		ボクシング	成年男子 少年男子 成年女子	ロートアリーナ奈良
		自転車(トラック)	男子A 男子B 女子	奈良県営競輪場
		ライフル射撃(CP)	成年男子	奈良県警察学校射撃場
		アーチェリー	全種別	ロートフィールド奈良
2	大和郡山市	水泳(競泳)	全種別	スイムピア奈良
		水泳(水球)	少年男子 女子	スイムピア奈良
		体操(トランポリン)	男子 女子	大和郡山市総合公園施設多目的体育館
3	天理市	ラグビーフットボール	未定	天理親里ラグビー場
4	橿原市	サッカー	未定	県立橿原公苑陸上競技場 ヤタガラスフィールド橿原
		高等学校野球(硬式)		さとやくスタジアム
5	桜井市	卓球	全種別	芝運動公園総合体育館
6	五條市	軟式野球	成年男子	上野公園野球場
7	御所市	サッカー	未定	御所市民運動公園
		ラグビーフットボール	未定	御所市民運動公園
8	香芝市	スポーツクライミング	全種別	(仮称)香芝市スポーツクライミング会場
9	宇陀市	バスケットボール	未定	宇陀市総合体育館
		自転車(ロード)	男子A 男子B 女子	宇陀市特設ロードレースコース
10	平群町	バレーボール(6人制)	未定	平群町総合スポーツセンター
11	三郷町	ソフトボール	未定	三郷中央公園多目的広場
12	斑鳩町	フェンシング	全種別	すこやか斑鳩・スポーツセンター中央体育館
13	三宅町	ソフトボール	未定	三宅健民運動場
14	田原本町	バレーボール(6人制)	未定	田原本町中央体育館
		サッカー	未定	奈良県フットボールセンター
15	王寺町	ソフトボール	未定	王寺健民運動場
16	広陵町	ソフトボール	未定	広陵健民運動場
				第二浄化センターグラウンド
17	大淀町	ゴルフ	未定	花吉野カンツリー倶楽部
18	下市町	銃剣道	成年男子 少年男子	下市中央公園総合体育館
19	十津川村	バレーボール (ビーチバレーボール)	少年男子 少年女子	(仮称)十津川村ビーチバレーボール特設会場

(留意事項)

- 開催予定施設は、今後中央競技団体の視察結果等により、会場の追加・変更が生じる場合がある。
- 種別欄の「未定」については、競技に必要な他の施設が確定した段階で協議する。

第85回国民スポーツ大会競技会場地市町村選定状況一覧

参 考

※開催予定施設の（ ）書きの数字は選定された試合場（面）数
 ※内定欄の（ ）書きの数字は、今後選定する試合場（面）数/全選定数

No.	競技（種目名）		種別	市町村名	開催予定施設	選定
1	陸上競技		全種別			調整中
2	水泳	競泳	全種別	大和郡山市	スイムピア奈良	2次
		水球	少年男子 女子			
		飛込	全種別			調整中
		アーティスティック スイミング	少年女子			
		オープンウォーター スイミング	男子 女子			
3	サッカー	成年男子 少年男子 少年女子	葛城市	新庄第一健民運動場（1）	2次	
			奈良市	ロートフィールド奈良（主競技場・補助競技場）（2）		
			橿原市	県立橿原公苑陸上競技場（1）	調整中 （1/7以上）	
				ヤタガラスフィールド橿原（1）		
			御所市	御所市民運動公園（1）		
			田原本町	奈良県フットボールセンター（1）		
4	テニス		全種別			調整中
5	ローイング		全種別			調整中
6	ホッケー		全種別			調整中 （2/2）
7	ボクシング		成年男子 少年男子 成年女子	奈良市	ロートアリーナ奈良	2次
8	バレーボール	6人制	全種別	香芝市	香芝市総合体育館（2）	1次
				平群町	平群町総合スポーツセンター（1）	2次
				田原本町	田原本町中央体育館（2）	
						調整中 （1/6）
		ビーチバレー ボール	少年男子 少年女子	十津川村	（仮称）十津川村ビーチバレーボール特設会場	2次
9	体操	競技	全種別			調整中
		新体操	少年男子 少年女子			調整中
		トランポリン	男子 女子	大和郡山市	大和郡山市総合公園施設多目的体育館	2次

※開催予定施設の（ ）書きの数字は選定された試合場（面）数
 ※内定欄の（ ）書きの数字は、今後選定する試合場（面）数／全選定数

No.	競技（種目名）		種別	市町村名	開催予定施設	選定
10	バスケットボール		全種別	宇陀市	宇陀市総合体育館（2）	2次
						調整中 （6/8）
11	レスリング		成年男子 少年男子 女子	生駒市	生駒市体育協会滝寺S.C. 体育館	1次
12	セーリング		全種別			調整中
13	ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	宇陀市	宇陀市総合体育館	1次
14	ハンドボール		全種別	生駒市	生駒市体育協会総合S.C. 体育館（1）	1次
					生駒市体育協会滝寺S.C. 体育館（1）	
						調整中 （3/5）
15	自転車	トラック	男子A 男子B 男子 女子	奈良市	奈良県営競輪場	2次
		ロード		宇陀市	宇陀市特設ロードレースコース	
16	ソフトテニス		全種別			調整中
17	卓球		全種別	桜井市	芝運動公園総合体育館	2次
18	軟式野球		成年男子	奈良市	ロートスタジアム奈良（1）	1次
				大和郡山市	ならっき一球場（1）	1次
				五條市	上野公園野球場（1）	2次
						調整中 （3/6）
19	相撲		成年男子 少年男子	葛城市	葛城市民体育館	1次
20	馬術		成年男子 成年女子 少年			調整中
21	フェンシング		全種別	斑鳩町	すこやか斑鳩・スポーツセンター中央体育館	2次
22	柔道		成年男子 少年男子 女子			調整中
23	ソフトボール		全種別	桜井市	芝運動公園運動場（2）	1次
				三郷町	三郷中央公園多目的広場（1）	2次
				三宅町	三宅健民運動場（1）	
				王寺町	王寺健民運動場（1）	
				広陵町	広陵健民運動場（1）	
					第二浄化センターグラウンド（2）	

※開催予定施設の（ ）書きの数字は選定された試合場（面）数
 ※内定欄の（ ）書きの数字は、今後選定する試合場（面）数／全選定数

No.	競技（種目名）		種別	市町村名	開催予定施設	選定
24	バドミントン		全種別			調整中
25	弓道		全種別			調整中
26	ライフル射撃	C P	成年男子	奈良市	奈良県警察学校射撃場	2次
		C P以外	全種別			調整中
27	剣道		全種別	奈良市	ロートアリーナ奈良	1次
28	ラグビーフットボール		成年男子 少年男子 女子	天理市	天理親里ラグビー場	2次
				御所市	御所市民運動公園	
29	スポーツクライミング		全種別	香芝市	(仮称) 香芝市スポーツクライミング会場	2次
30	カヌー	スプリント	全種別			調整中
		スラローム	成年男子 成年女子			
		ワイルドウォーター	成年男子 成年女子			
31	アーチェリー		全種別	奈良市	ロートフィールド奈良	2次
32	空手道		全種別			調整中
33	銃剣道		成年男子 少年男子	下市町	下市中央公園総合体育館	2次
34	クレール射撃		成年			調整中
35	ボウリング		全種別	大和高田市	オプトボウルタカダ	1次
36	ゴルフ		成年男子 女子 少年男子	奈良市	奈良国際ゴルフ倶楽部（1）	1次
				大淀町	花吉野カントリー倶楽部（1）	2次
						調整中 (1/3)
37	トライアスロン		成年男子 成年女子			調整中
38	高等学校野球	軟式		奈良市	ロートスタジアム奈良	1次
		硬式		橿原市	さとやくスタジアム	2次

	競技数	種目数	試合場(面)数	市町村数
第1次選定(R5.8.31)	12	12	16	8
第2次選定(R6.8.7)	18	21	35	19
調整中	23	28	37	—

すべての競技（種目）の会場が選定された競技数（実数）	
第1次選定(R5.8.31)	5
第2次選定(R6.8.7)	10

※複数種目からなる競技については、一部の種目における競技会場地市町村が選定された場合でも1競技（種目）としてカウントしている。
 ※市町村数は、実数ではなく、第1次・第2次選定ごとに該当する数を記載している。

(参考)

	競技数	種目数	試合場(面)数
必要数（実数）	38	50	88
選定数（第1次・第2次の計）	15	22	51
選定率	39%	44%	58%

会場地選定市町村別一覧

参 考

No.	市町村名	1次	2次		調整中
1	奈良市	軟式野球 1	サッカー 2	ボクシング	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技 ◆水泳（飛込） ◆水泳（アーティスティックスイミング） ◆水泳（オープンウォータースイミング） ・サッカー 1 以上 ・テニス ・ローイング ・ホッケー 2 ・バレーボール 1 ・体操（競技） ・体操（新体操） ・バスケットボール 6 ◆セーリング ・ハンドボール 3 ・ソフトテニス ・軟式野球 3 ◆馬術 ・柔道 ・バドミントン ・弓道 ◆ライフル射撃CP以外 ・トライアスロン ・カヌー（スプリント） ◆カヌー（スローム） ◆カヌー（ワイルドウォーター） ・空手道 ・クレール射撃 ・ゴルフ 1
		剣道	自転車（トラック）	ライフル（CP）	
		ゴルフ 1	アーチェリー		
		高校野球（軟式）			
2	大和高田市	ボウリング			
3	大和郡山市	軟式野球 1	水泳（競泳）	水泳（水球）	
			体操（トランポリン）		
4	天理市		ラグビーフットボール		
5	橿原市		サッカー 2	高校野球（硬式）	
6	桜井市	ソフトボール 2	卓球		
7	五條市		軟式野球 1		
8	御所市		サッカー 1	ラグビーフットボール	
9	生駒市	レスリング			
		ハンドボール 2			
10	香芝市	バレーボール 2	スポーツクライミング		
11	葛城市	サッカー 1			
		相撲			
12	宇陀市	ウェイトリフティング	バスケットボール 2	自転車（ロード）	
13	平群町		バレーボール 1		
14	三郷町		ソフトボール 1		
15	斑鳩町		フェンシング		
16	三宅町		ソフトボール 1		
17	田原本町		バレーボール 2	サッカー 1	
18	王寺町		ソフトボール 1		
19	広陵町		ソフトボール 3		
20	大淀町		ゴルフ 1		
21	下市町		銃剣道		
22	十津川村		ビーチバレーボール		

※1 選定外町村（17町村）

山添村、安堵町、川西町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、河合町、吉野町、黒滝村、天川村、野迫川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

※2 競技名の後の数字は試合場（面）数

第85回国民スポーツ大会 競技用具整備基本方針（案）

第85回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）については、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの普及・振興に資するため、次の方針に基づき計画的に整備する。

1 整備の趣旨

国民スポーツ大会の正式競技および特別競技の競技用具の整備にあたっては、「第85回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針」及び「同細目」並びに別に定める「第85回国民スポーツ大会競技用具整備要項」に基づき、県及び競技会場地市町村が行うものとする。

公開競技およびデモンストレーションスポーツの競技用具の整備は、主管する競技団体等が行うものとする。

2 推進体制

競技用具の整備にあたっては、県と競技会場地市町村が十分協議するとともに、県競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会及び中央競技団体等と連携の上、推進するものとする。

3 整備方法

競技用具は、原則として、県及び競技会場地市町村並びに県競技団体等が現有するものを活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては借用し、借用困難な場合についてのみ購入するものとする。

4 配慮が必要な競技用具

一般の利活用が見込めない競技用具や通常の競技会運営に必要な競技用具の量及び質を超えて整備しなければならないものについては別に定めるものとし、他県との共同調達等を検討するものとする。

5 保管・利活用

購入する競技用具の保管及び大会終了後の利活用等については、県及び競技会場地市町村がそれぞれの責任において行うものとする。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程の改正について

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会専門委員会規程を次のとおり改正する。

1 改正の内容

別紙のとおり

2 改正の理由

宿泊・衛生専門委員会及び、輸送・交通専門委員会を新たに設置するため。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程（改正案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和 3 年 1 月 2 4 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 6 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 8 月 3 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 7 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 総合開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。 5 競技施設等の整備計画に関すること。 6 情報通信施設の整備計画に関すること。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
競技運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施競技の選定立案に関すること。 2 競技の企画運営の計画立案に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。 4 競技用具の整備計画立案に関すること。 5 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の計画策定に関すること。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 リハーサル大会の推進に関すること。 7 その他競技に係る事項の推進に関すること。
広報・県民運動	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関すること。 2 県民運動の基本的事項に関すること。 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の実施に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。 4 その他広報及び県民運動に係る事項に関すること。

<p>宿泊・衛生</p>	<p>1 <u>宿泊の基本的事項に関する</u> <u>こと。</u> 2 <u>医事・衛生の基本的事項に</u> <u>関すること。</u> 3 <u>その他宿泊および医事・衛生</u> <u>に係る重要な事項に関するこ</u> <u>と。</u></p>	<p>1 <u>宿泊業務に関する</u> <u>こと。</u> 2 <u>食事等に関する</u> <u>こと。</u> 3 <u>医療救護及び防疫に関する</u> <u>こと。</u> 4 <u>食品衛生及び環境衛生に</u> <u>関すること。</u> 5 <u>馬事衛生に関する</u> <u>こと。</u> 6 <u>その他宿泊及び医事・衛生に</u> <u>関すること。</u></p>
<p>輸送・交通</p>	<p>1 <u>輸送及び交通の基本的事項</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> 2 <u>その他輸送・交通に係る重</u> <u>要な事項に関する</u> <u>こと。</u></p>	<p>1 <u>全国輸送に関する</u> <u>こと。</u> 2 <u>開・閉会式の輸送に関する</u> <u>こと。</u> 3 <u>競技会場地の輸送に関する</u> <u>こと。</u> 4 <u>その他輸送・交通に関する</u> <u>こと。</u></p>

* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

* 委任事項：委任された事項を決議すること。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会

奈良県準備委員会

第 4 回 常 任 委 員 会

参 考 資 料

令和 6 年 8 月 7 日（水）

ホテル日航奈良 4階「羽衣」

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第85回国民スポーツ大会及び第30回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を奈良県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村の選定に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る業務及び経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に係りのある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、奈良県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催の基本方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) 特別委員会の設置に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

この会則は、準備委員会設立の日（令和3年11月24日）から施行する。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会 委員構成

※ 第4回総会「第4号議案」承認後の委員構成となります。

会 長 奈良県知事

行政(64名)

- 奈良県副知事(3)
奈良県各部長(15)、東京事務所長・水道局長
奈良県警察本部長
- 奈良県市長会会長
- 奈良県町村会会長
各市町村長(37※会長別掲)
国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局長
国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長
自衛隊奈良地方協力本部長

教育(25名)

- 奈良県教育委員会教育長
奈良県都市教育長協議会会長
奈良県町村教育長会会長
奈良県高等学校長協議会会長
奈良県中学校長会会長
奈良県小学校長会会長
奈良県特別支援学校長会会長
奈良県私立中学高等学校連合会会長
奈良県専修学校各種学校連合会会長
奈良県国立幼稚園・こども園長会会長
奈良県私立幼稚園連合会会長
国立大学学長(3、教育大・女子大・先端大)
県立大学学長(2、県立大・県立医大)
県内私立大学学長(9)
畿央大・帝塚山大・天理大・奈良大・奈良学園大・近畿大・
奈良芸術短大・奈良佐保短大・白鳳短大

議会(10名)

- 奈良県議会議長
奈良県議会副議長
奈良県議会常任委員会委員長(5)
(総務警察・厚生・経済労働・建設・文教くらし)
**奈良県議会少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策
特別委員会委員長**
奈良県市議会議長会会長
奈良県町村議会議長会会長

スポーツ(64名)

- (公財)奈良県スポーツ協会会長
- 奈良県障害者スポーツ協会会長
(公財)奈良県スポーツ協会副会長(4)
奈良県レクリエーション協会会長
奈良県スポーツ推進委員協議会会長
奈良県スポーツ推進審議会会長
奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長
奈良県高等学校体育連盟会会長
奈良県中学校体育連盟会会長
奈良県小学校体育研究会会長
(一財)奈良県高等学校野球連盟会会長
奈良県スポーツ少年団本部長
各競技団体の長(41)
各生涯スポーツ競技団体の長(8)

○副会長(9名)／常任委員(54名)／委員

経済・産業(11名)

- 奈良県商工会議所連合会会長
奈良県商工会連合会会長
奈良県中小企業団体中央会会長
(一社)奈良経済産業協会会長
奈良経済同友会代表幹事
(一社)奈良県銀行協会会長
奈良県信用金庫協会会長
奈良県農業協同組合中央会代表理事会長
奈良県森林組合連合会会長
奈良県漁業協同組合連合会会長
(一社)奈良県建設業協会会長

運輸・交通(6名)

- (公社)奈良県バス協会会長
(一社)奈良県タクシー協会会長
(公社)奈良県トラック協会会長
西日本旅客鉄道(株)常務理事近畿統括本部大阪支社長
近畿日本鉄道(株)取締役常務執行役員鉄道本部大阪統括部長
西日本高速道路(株)執行役員・関西支社長

宿泊・観光(6名)

- (一財)奈良県ビクターズビューロー理事長
(一社)全国旅行業協会奈良県支部長
奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合理事長
(公社)奈良県食品衛生協会会長
(公社)奈良県栄養士会会長
(一社)奈良県調理師連合会会長

医療・福祉(7名)

- (一社)奈良県医師会会長
(福)奈良県社会福祉協議会会長
(一社)奈良県歯科医師会会長
(一社)奈良県薬剤師会会長
(一社)奈良県病院協会会長
(公社)奈良県看護協会会長
日本赤十字社奈良県支部長

警備・消防(3名)

- (公財)奈良県消防協会会長
(公財)奈良県防犯協会会長
(一財)奈良県交通安全協会会長

社会団体(8名)

- (公社)日本青年会議所近畿地区奈良ブロック協議会会長
奈良県地域婦人団体連絡協議会会長
日本ボーイスカウト奈良県連盟長
(一社)ガールスカウト奈良県連盟長
奈良県子ども会連合会会長
(一財)奈良県老人クラブ連合会会長
奈良県公民館連絡協議会会長
奈良県ボランティア連絡協議会会長

委員 204名

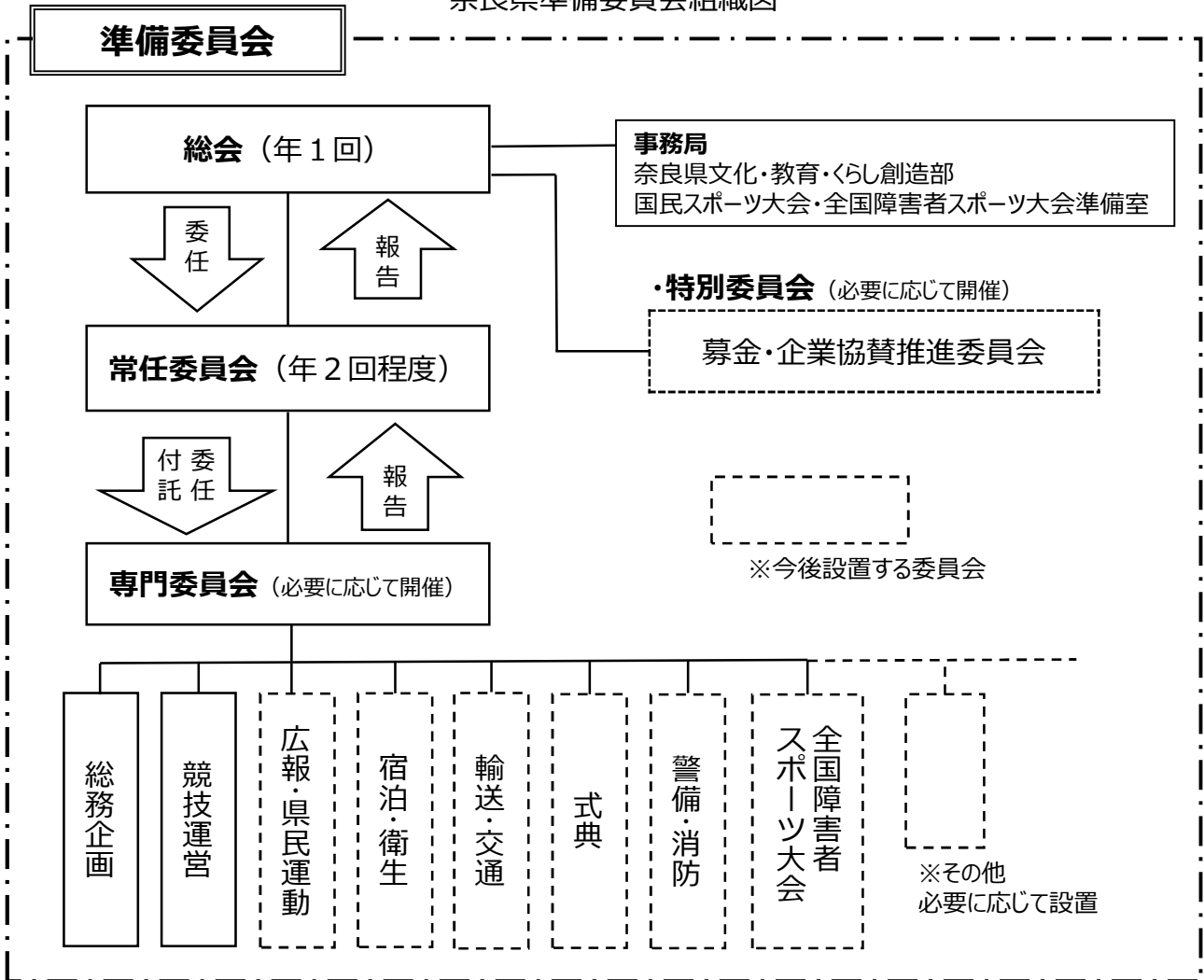
顧問 奈良県選出国會議員(7名) **計 7名**

参与 奈良県議會議員(34名)、奈良県教育委員会委員(5名)、報道関係各社代表(10名) **計49名**

監事 奈良県会計管理者、奈良県市長会・奈良県町村会事務局長 **計 2名**

総数 262名

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会組織図



- 總會** ・大会開催に係る根幹的事項の審議・決定を行う最高機関
・開催基本方針、会則の制定、事業計画、予算・決算、常任委員会への委任事項等
- 常任委員会** ・実質的な施策の審議・決定を行う機関（専門委員会の設置及び委任・付託事項の審議決定）
・總會から委任された事項（開催基本計画、会場地・実施予定競技の選定等）の審議決定
- 専門委員会** ・分野ごとに常任委員会から委任・付託された事項（専門的な施策）を審議・調査（必要に応じて設置。名称についても変更の場合あり）
 総務企画・・・ 総合計画、会場地選定、施設整備方針・施設基準等
 競技運営・・・ 大会実施競技、競技役員等の編成・養成、競技運営等
 広報・県民運動・・・ 広報基本方針、愛称・スローガン、マスコット等の制定等
 宿泊・衛生・・・ 宿泊・配宿、食事・弁当、医療救護対策等
 輸送・交通・・・ 全国輸送、総合開会式の輸送、競技会場地等の輸送計画等
 式典・・・ 開・閉会式、式典演技、式典音楽の計画等
 警備・消防・・・ 開・閉会式、競技会場の警備、大会期間中の消防防災対策等
 全国障害者スポーツ大会・・・ 大会の開催準備
- 募金・企業協賛推進委員会（特別委員会）・・・ 募金・企業協賛の推進に関する事項

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会には必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和 3 年 1 月 2 4 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 6 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 8 月 3 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 総合開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。 5 競技施設等の整備計画に関すること。 6 情報通信施設の整備計画に関すること。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
競技運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施競技の選定立案に関すること。 2 競技の企画運営の計画立案に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。 4 競技用具の整備計画立案に関すること。 5 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の計画策定に関すること。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 リハーサル大会の推進に関すること。 7 その他競技に係る事項の推進に関すること。
広報・県民運動	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関すること。 2 県民運動の基本的事項に関すること。 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の実施に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。 4 その他広報及び県民運動に係る事項に関すること。

* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

* 委任事項：委任された事項を決議すること。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1. 基本方針

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会は、大会開催を契機として、競技スポーツや地域スポーツの推進を図るとともに、県民の健康増進や生きがいづくりに取り組みます。

その中で、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、全ての県民がスポーツを通して夢や希望を得られるように、大会を一過性のイベントに終わらせず、大会開催を契機とした、さらなるスポーツの振興と環境の充実に取り組みます。

これらの取り組みを通じて、「だれもが、いつでも、どこでも」スポーツに親しめる環境を整備し、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を目指します。

また、世界に誇る多くの歴史文化遺産や四季の美しい自然をはじめとした多彩な魅力を、県民総出のおもてなしで、全国に向けて発信します。

このような取組を、大会の成功に向けて、全ての市町村及び競技団体、関係団体・機関の協力と創意工夫のもと、県内一丸となって進めていきます。

2. 実施目標

(1) スポーツを支える仕組みづくり

トップアスリートの指導者だけでなく、地域のスポーツ指導者やボランティアなど、スポーツを支える人たちが、スポーツの楽しさや喜びを伝え、選手を導けるように、教育分野やスポーツ医・科学等とも連携・協力し、スポーツを支える仕組みづくりに取り組みます。

(2) 県民に夢と感動を届ける競技スポーツの推進

県民が夢や感動を得ることができる大会になるよう、奈良県で活躍する選手を育成するとともに、子どもをはじめ多くの県民が、一流のスポーツに触れ、憧れ、自らも取り組むことができる競技施設を整備します。

(3) だれもがスポーツに親しめる地域スポーツの推進

障害の有無や年齢などにかかわらず、だれもがいつでも運動・スポーツに親しめる身近な環境を整備するとともに、スポーツの楽しさや喜びを広め、県民の生涯を通じた幅広いスポーツ活動に繋げていきます。

(4) 奈良県の魅力を全国に発信

自然や文化など地域の魅力がスポーツと繋がり、さらに新たな魅力を創出できるよう、県、市町村等が連携・協力し、地域の賑わいづくりに取り組みます。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
開催基本構想の策定について

1. 趣旨

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会開催基本方針（令和3年11月24日第1回総会決定）に基づき、両大会の目標及びその実現に向けた具体的な取り組みを明確にし、開催準備を円滑に推進するため、「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会開催基本構想」（以下、「開催基本構想」という。）を策定する。

2. 策定の進め方

- (1) 総務企画専門委員会において、開催基本構想素案や案を審議する。
- (2) 開催基本構想案について、常任委員会で審議・決定後、総会で報告する。

3. スケジュール（予定）

年月（令和）	会議等	内容	逆年	
5年度	8月	第3回総務企画専門委員会	開催基本構想の策定の審議	
		第3回常任委員会 第3回総会		開催基本構想の策定について (決定・報告)
	1月	総務企画専門委員会	開催基本構想(素案)の審議	
6年度	7月	総務企画専門委員会	開催基本構想(案)の審議	開催7年前
	8月	常任委員会 総会	開催基本構想の決定 開催基本構想の報告	

二巡目国民スポーツ大会の弾力的な運用について

国民体育大会（国民スポーツ大会）は、昭和21年から毎年、都道府県の持ち回りで開催され、昭和63年から二巡目の開催に入っている。

現在、（公財）日本スポーツ協会では、三巡目以降の大会の在り方について議論し、令和6年度中を目途に結論を出すと報道されているが、現状において施設整備や大会運営などに地元開催地の負担が大きいという課題も指摘されている。

こうした中、二巡目国民スポーツ大会の開催に当たっては、時代に合ったコンパクトで新しいモデルを示す大会とし、各開催県の特性と魅力をアピールするとともに、将来の飛躍に結びつけていく大会とするのがよいと考えている。

については、下記のとおり要請するので、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 今後三巡目に向けた検討で見直すこととなる内容は、これから開催される二巡目の自治体においても、可能なものは地元の実情に応じて弾力的に選択できることとするよう配慮していただきたい。
- 2 これにより、開催時期や実施競技、施設基準等を開催地域の実情に合わせて運用することで、過大な人的・財政的負担を軽減しつつ、コンパクトな国民スポーツ大会として開催できるよう配慮していただきたい。
- 3 国民スポーツ大会開催時だけでなく、未来に繋がる競技力向上に向け、各開催県の先行事例を収集し、新しいモデルとして広めるようにしていただきたい。

令和6年6月11日

群馬県知事	山本	一太
山梨県知事	長崎	幸太郎
三重県知事	一見	勝之
奈良県知事	山下	真
鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	丸山	達也
沖縄県知事	玉城	デニー

3巡目国スポの見直しに関する考え方

令和6年8月1日
全国知事会

国民体育大会（以下「国体」という。）は、その開催を契機として全国各地で競技施設やインフラ（道路等）の整備が進み、多様なスポーツの普及や選手・指導者の育成、競技力の向上に貢献するなど、我が国及び地域のスポーツ振興に大きな役割を果たしてきた。一方、急激な少子化や人口減少、地方財政の逼迫、競技ごとに行われる他の全国大会の充実など、その取り巻く環境は大きく変化している。

今後、国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）という新しい大会に生まれ変わるとともに、国体からの通算で3巡目を迎えるにあたり、こうした環境変化を踏まえ、開催主体である国、日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）、都道府県（全国知事会）をはじめとする関係者が、十分な意思疎通を図り、開催都道府県の負担軽減や大会の魅力向上などを通じて国スポが将来に向けて持続可能な大会となることを目指し、大会の意義やあり方をゼロベースで再検討することが重要と考える。

そのため、全国知事会としては、JSP0 が設置する有識者会議において、次のような考え方を基本に臨むこととする。

1 国スポの開催意義

これまでの国体は、スポーツの普及及び発展、地方文化の発展及び地域振興に寄与してきた。

今後は、大会を取り巻く環境変化や「体育」から「スポーツ」へと名称が変更された新しい大会に生まれ変わることを踏まえ、国スポがトップ選手も集まる「全国的なスポーツの祭典」として国民から注目され、アスリートの活躍や育成に資する場となるとともに、開催都道府県の魅力が発揮され、スポーツ文化の醸成や地域振興に貢献する持続可能な大会となるよう、その意義を今日的な視点で見直すこと。

2 開催頻度

国スポを目指す選手のモチベーション、少年の参加機会等を考慮し、簡素化・効率化を図った上で、毎年開催を維持すること。

3 大会の開催時期及び開催期間

大会参加者の宿泊施設及び輸送の確保等を考慮し、JSP0 が定める「国民スポーツ大会開催基準要項」における開催時期及び開催期間（本大会は9月中旬から10月中旬の11日間以内、冬季大会は12月から2月末日の5日間以内）については、本大会と冬季大会という区分の見直しを含め、開催時期及び開催期間の弾力化を図ること。

4 大会形式及び総合成績・得点方法

地域スポーツの振興とふるさと意識醸成のため主催都道府県のフルエントリー制については維持しつつも、総合成績を都道府県対抗で競う大会のあり方を再考するとともに、特に顕著な成績をあげた個人や団体を特別に表彰することなどを検討すること。

5 総合開・閉会式

総合開・閉会式は、JSP0の「国民スポーツ大会施設基準」において「約3万人を収容できる施設とする」と定められているが、天候に影響されないよう屋内開催を基本として当該施設基準を見直すとともに、式典についても大幅に簡素化すること。

6 開催地及び競技施設

各都道府県の持ち回り形式を維持する。ただし、人口減少や地方財政の逼迫が進む中、すべての実施競技において競技団体が求める施設基準を満たす施設を単独の都道府県が整備することは困難となっていることから、複数の都道府県での開催（過去に開催例あり。）も可能とするとともに、開催地及び競技施設のあり方については次のとおりとすること。

- ① 多くの都道府県が競技団体の求める施設基準を満たすことが困難な競技については、あらかじめ定める開催可能な都道府県（施設）から開催地を選定する現在の冬季大会と同様の形態あるいは特定の施設に開催場所を固定化（競技会場の聖地化）すること。この場合、オリンピックレガシー等が継承されるよう、できるだけ当該施設を有効活用するとともに、開催都道府県及び施設を有する都道府県の負担軽減等を図ること。
- ② 開催都道府県に基準を満たす施設がない競技については、開催可能な競技施設を有する都道府県と協議の上、当該競技施設を活用することを基本とすること。
- ③ 競技の実施に最低限必要な基準以外の施設基準や設備については、地域の実情に応じ、整備の必要性を含め弾力的に運用できるようにすること。

7 競技会及び参加者等

時代の変化に対応した実施競技の見直しを行うとともに選手監督及び競技役員に参加人数を適正規模に見直すこと。

また、審判員等競技役員資格基準を緩和すること。

8 財政負担の見直し

式典・競技会開催費、施設整備費等大会開催に係る経費の大部分を開催都道府県が負担している現状に鑑み、大会の簡素化・効率化、人的負担の軽減等を図った上で、少なくとも式典・競技会開催費の1/2以上は国及びJSP0で負担するとともに、競技団体等においても必要な負担をすること。また、都道府県又は市町村が行う施設の改修・整備については、現在より手厚い財政措置を講ずること。

なお、財源の確保については、大会の魅力化等とあわせて、スポーツ振興くじ、宝くじなどの積極的な活用や企業協賛の充実を検討すること。

9 2巡目への適応及び継続的な検証

見直した内容は3巡目からの実施を基本とするが、施設基準、審判資格等上記見直し事項のうち可能なものについては、2巡目においても開催県の実情に応じて実現できるよう十分配慮すること。

また、今後の国スポの開催実績を踏まえながら、検証・見直しを継続すること。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基準

第 85 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における会場地市町村は、「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針」に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、国スポの正式競技及び特別競技並びに障スポの個人競技及び団体競技の会場地市町村とする。

なお、国スポの公開競技、デモンストレーションスポーツ及び障スポのオープン競技については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 市町村の開催希望と競技団体の意向が原則的として合致していること。
- (2) 障スポの競技会場は、原則として、国スポで使用する会場とすること。
- (3) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (4) 特定の市町村や施設に競技が集中しすぎないように、地域のバランスに配慮すること。
- (5) 会場は、原則として「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準を満たし、ユニバーサルデザインにも配慮された既存施設を活用すること。
- (6) 付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、地域住民のボランティアとしての参画など、大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (7) 選手・役員の輸送及び交通手段並びに宿舎を確保できること。
- (8) 両大会の開催を通してスポーツ振興に積極的に取り組む意欲があること。

3 選定の手続き

総務企画専門委員会において調査・審議を行い、常任委員会において決定する。

第85回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針

第85回国民スポーツ大会の開催にあたり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び助言を担当し、経費を負担する。
- (2) 総合開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備及び運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

2 会場地市町村が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

3 業務分担・経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。

4 その他

第30回全国障害者スポーツ大会については、別途定めるものとする。

第85回国民スポーツ大会
 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担細目

「第85回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針」に基づき、業務分担・経費負担の細目を次のとおり定める。

- 1 県及び会場地市町村の業務分担の細目は、別表のとおりとする。

※別表より関連部分抜粋

3 競技運営

項目	県	会場地市町村
12 競技用具等	1 競技用具整備基本方針の決定及び計画の策定	1 会場地市町村における競技用具整備計画等の策定
	2 競技用具の規格、数量調査及び基礎調査の実施	2 競技用具の基礎調査に関する協力
	3 競技会場及び練習会場となる県有施設の競技用備品の整備	3 競技会場及び練習会場となる市町村有施設の競技用備品の整備
		4 競技会場及び練習会場となる施設の競技用消耗品、運営用備品及び運営用消耗品の整備

- 2 県及び会場地市町村の経費負担の細目は、それぞれ業務分担の細目による業務に必要な経費とする。
- 3 この細目に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町村が協議の上、決定する。